令和　５年　４月

道路照明塗装（塗替え）特記仕様書

適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する道路照明塗装工事のうち、弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂塗料を使用して溶融亜鉛メッキ上へ塗替え塗装を行う場合に適用する。

本特記仕様書に記載されていない事項については、土木工事標準仕様書、鋼道路橋防食便覧及び工事施工方法に関する公的基準を適用する。

１．塗装仕様

工程ごとの使用材料及び使用量等は次表のとおりとする。なお、塗装前には３種ケレンを実施すること。

塗装工程	塗料名	標準使用量（ｇ／㎡）	目標膜厚（μｍ）	塗装間隔（20℃）
第１層（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	200	50	1～10 日
第２層（中塗・上塗兼用）	弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂中塗・上塗兼用塗料	180	55	

１）標準使用量は、はけ・ローラー塗りの場合を示す。

２）標準使用量はメーカーの仕様に応じて、適宜監督員と協議すること。

３）塗装間隔の下限は 20℃の場合を示す。気温が低い場合は、塗料が硬化乾燥していることを確認し重ね塗りを行うこと。

４）貼紙防止塗装を行う場合は、監督員との協議によること。

５）塗装色は「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を参考にすること。

６）新技術による塗料を使用する場合は、使用量及び塗装間隔についてはメーカーの仕様による。

２．施工管理基準及び写真管理基準（出来形管理）

１）施工管理基準は次表のとおりとする。

測定項目	規格値	測定基準
塗膜厚	ａ．塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでない。	塗装終了時に測定する。 道路照明塗装工事全体による塗装面積が５００㎡ごとに２５点以上とする。ただし道路照明塗装工事全体面積が２００㎡～５００㎡の場合は２５点、２００㎡に満たない場合は１０㎡ごとに１点とする。 各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。

２）写真管理基準（出来形管理）

工　種	撮影項目	撮影頻度	備　考
材料	材料使用料（塗料缶）	全数量（使用前後）	素地調整、塗替え塗装において１０基に満たない場合は、各項目最低１基とすること。施工規模等によっては撮影項目、撮影頻度について、監督員と協議すること。
素地調整	ケレン状況（塗替）	１０基毎に１基（施工前後）	
塗替え塗装	塗装状況	１０基毎に１基（各層塗装後）	
	塗膜厚測定	測定時	

３．管理番号標

請負人は塗装終了後、照明施設の維持管理をするため、灯柱の見やすい位置に別紙に示すとおり、反射性を有する屋外用塩ビフィルムに黒字でスクリーン印刷及びデジタル印刷した管理番号標（番号札・不点連絡用及び規格・塗装履歴標）を貼り付けるものとする。塗装履歴標は土木事務所に保管されている道路照明台帳の内容を確認し、最新の情報を反映するものとする。

４．その他

塗装を行う前には近接目視点検を行い、照明施設に異常が無いか確認し、異常があった場合は監督員の指示を受けること。

塗装終了後には道路照明修繕台帳に塗装の履歴を記入すること。

その他疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

別紙

管 理 番 号 標（ 記 載 例 ）

番　号　札

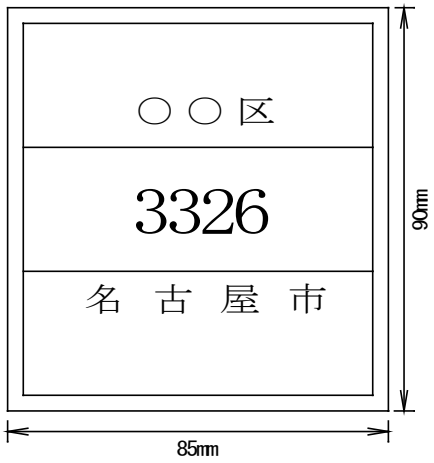

＜材質＞屋外用塩ビフィルム

規格・塗装履歴標

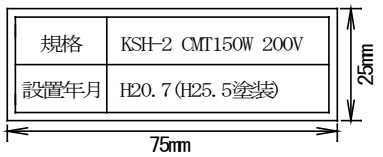

＜材質＞屋外用塩ビフィルム

規格には照明器具名、ランプ種別、電圧等を記載する。記載内容は既設の規格標及び道路照明修繕台帳を参照のこと。

不　点　連　絡　用

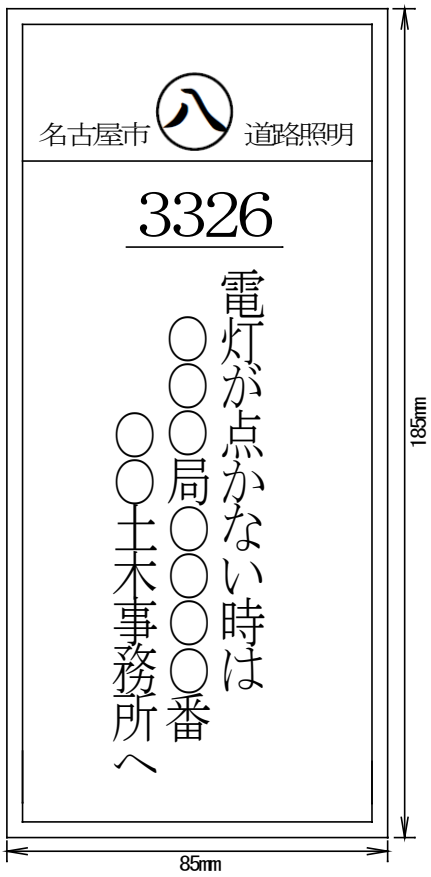

＜材質＞屋外用塩ビフィルム